

2 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度について

1. 現状

- 施行3年目を前に、着実に制度が定着し始めている。

(現状)

	平成27年度	～平成28年10月
新規相談件数	22.6万件	35.6万件
プラン作成件数	5.6万件	9.4万件
就労・増収者数	2.8万人	4.2万人

2. 法施行における課題

- まだ支援につながっていない生活困窮者の存在
- 地域に就労や参加の場を求めて自立支援をしていく取組がまだ途上
- 任意事業のさらなる実施拡大
- 居住を巡る課題に対する支援の不足
- 特に、貧困の連鎖を防ぎ子どもの将来に向けた自立を支援することや、高齢の生活困窮者の生活をしっかりと支えることが社会的課題
- 自治体ごとの体制・取組の差の拡がり

3. 今後の方向性

- 平成29年度においては、
 - ・相談支援の充実に向けた工夫、都道府県による基礎自治体に対する積極的な支援、K P I の見直しなどにより、制度を着実に推進していくとともに、
 - ・子どもの貧困や居住を巡る課題などに対応するため、平成29年度予算(案)で必要な対応を図る。
- また、生活困窮者自立支援法の附則第2条に定める検討規定を踏まえ、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を開催している。生活困窮者に包括的な自立支援を行うに当たっての自治体・支援現場における施行上の課題を洗い出し、より効果的な支援を実施できるよう制度見直しについて検討している。

※「経済・財政再生計画改革工程表」では、次期生活保護制度の在り方の検討に合わせて、生活困窮者自立支援制度の在り方について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

【設置】

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)附則第2条に定める三年後見直し規定等に基づき、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うため、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を平成28年10月に設置。

【検討経過・今後の予定】

○ 10月6日に第1回を開催し、12月末までに5回開催。

第1回(10月 6日)生活困窮者自立支援法の施行状況

第2回(10月24日)自立相談支援事業、就労支援

第3回(11月14日)家計相談支援事業、貧困の連鎖防止、住居確保給付金 等

第4回(12月 1日)高齢者に対する支援、人材養成研修 等

第5回(12月19日)生活福祉資金、都道府県の役割、地域づくり 等

○ 第6回(1月23日)に、論点整理案を提示予定。

○ その後、論点整理をとりまとめる予定。

○ 平成29年度より、社会保障審議会に部会を設置し検討を行い、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)。

【構成員一覧】

相澤 照代	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
大津 和夫	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
奥田 知志	認定NPO法人抱樸(ほうぼく) 理事長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
田中 弘訓	高知市福祉事務所長
長岡 芳美	山形市社会福祉協議会 事務局長
西岡 正次	A'ワーク創造館 就労支援室長
野溝 守	埼玉県老人福祉施設協議会 副会長
前神 有里	一般財団法人地域活性化センター クリエイティブ事業室長
◎宮本 太郎	中央大学法学部 教授
森脇 俊二	氷見市社会福祉協議会 事務局次長
山本 英紀	長野県健康福祉部長
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長
渡辺 ゆりか	一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事
和田 敏明	ルーテル学院大学 名誉教授
	(五十音順・敬称略)
	(◎は座長)

生活困窮者自立支援法の検討について

○生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)附則 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◆経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月21日経済・財政諮問会議決定)(抄)

	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018 年度				
生活困窮者 自立支援	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<④生活困窮者自立支援制度の着実な推進> 生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す						自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】 自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】 自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】 継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】 (※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合 生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】 任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
	<④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討> アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引き下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、2017年度から実現する							
	2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)							

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査結果

【平成27年度】

- 平成27年度の新規相談受付件数は、約22.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約5.6万件。
- 包括的な支援の提供により、約2.8万人が就労・増収につながった。

【平成28年度】

- プラン作成件数は、平成27年度に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	平成27年度 目安値	平成28年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 たりに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	75%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

平成27年度

(件数、人)

平成27年4月 ～ 平成28年3月	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		
	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

平成28年度

(件数、人)

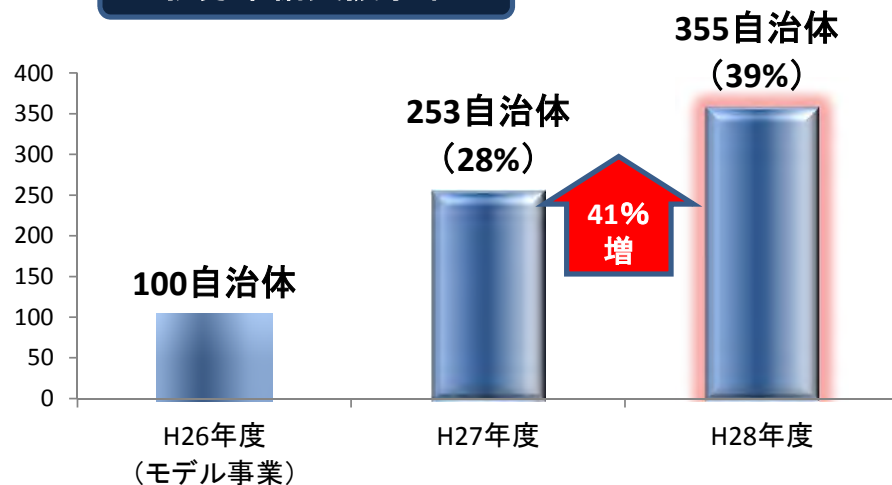
平成28年	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 (②+③)/①
		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり	(①)	人口10万人 あたり	うち就労支援対象 プラン作成者分 (②)	うち就労支援対象 プラン作成者分 (③)			
4月分	18,163	14.2	5,040	3.9	2,527	2.0	2,138	1,426	534	354	70%
5月分	19,006	14.8	5,312	4.1	2,615	2.0	2,079	1,382	589	365	67%
6月分	19,779	15.4	5,715	4.5	2,810	2.2	2,352	1,611	656	418	72%
7月分	18,610	14.5	5,508	4.3	2,699	2.1	2,304	1,571	665	438	74%
8月分	18,820	14.7	5,756	4.5	2,737	2.1	2,038	1,436	627	405	67%
9月分	19,171	15.0	5,581	4.4	2,665	2.1	2,183	1,502	597	426	72%
10月分	17,913	14.0	5,531	4.3	2,569	2.0	2,196	1,521	676	457	77%
合計	131,462	14.6	38,443	4.3	18,622	2.1	15,290	10,449	4,344	2,863	71%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

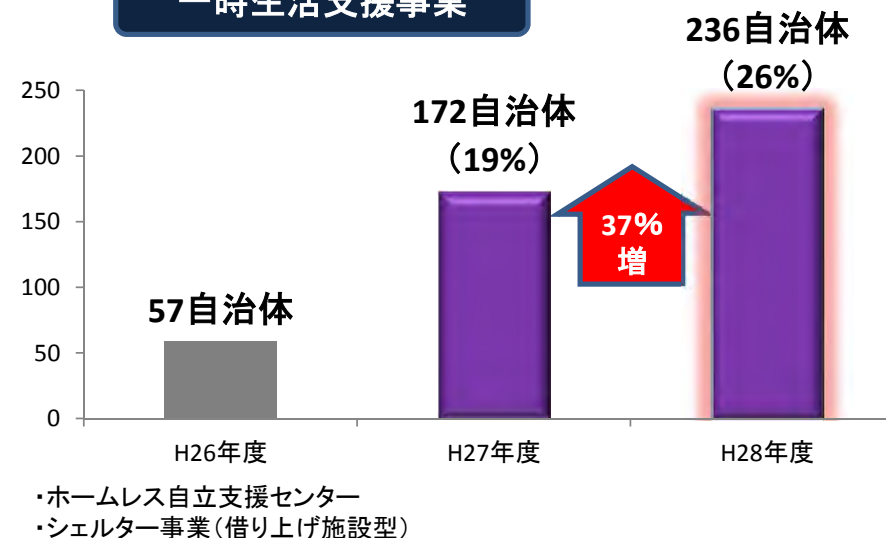
任意事業の実施状況

○ 平成28年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、大幅に増加している。

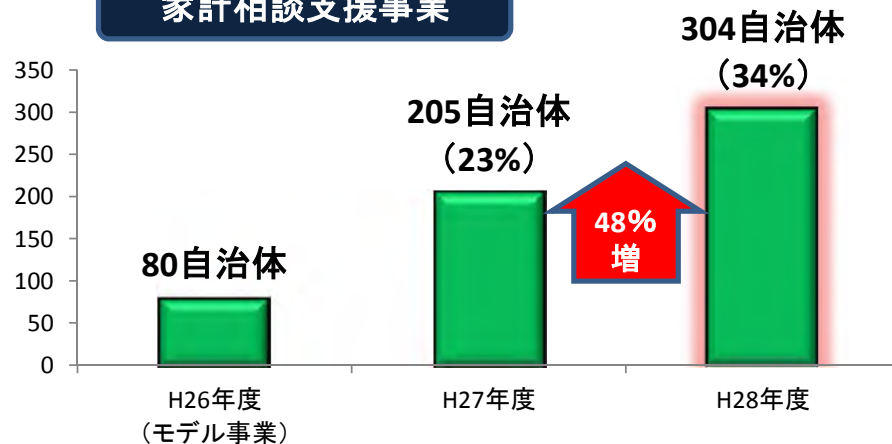
就労準備支援事業



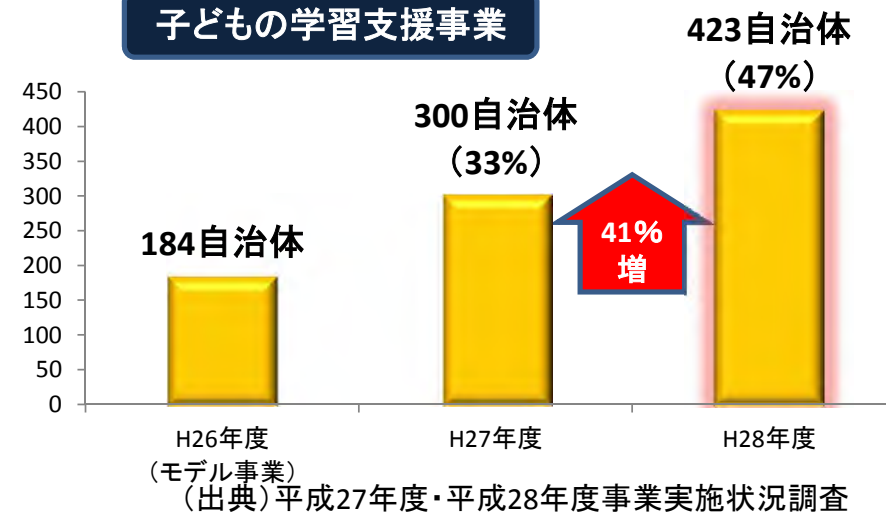
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業



平成29年度に向けた取組のポイント等について

1. 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

- 生活困窮者自立支援制度が「新たな縦割り制度の一つ」にならないよう、包括的な支援を実現していくことが肝要。
- ブロック会議、全国担当者会議、ニューズレター等を通じて示してきたポイントを参考に、次年度においても取組を着実に進めることが重要。
 - ポイント①: 連携体制の構築、アウトリーチ、広報・周知方法など、相談支援の充実に向けた工夫が重要
 - ポイント②: 任意事業の実施、他制度との連携、地域における就労の場の確保等、地域資源の開発も含めた支援メニューの充実

2. 支援の提供体制の見直し・検討

- 本年度、様々な機会を捉えて情報提供してきた事業実施のポイントや取組事例等を踏まえ、各自治体においては、人員体制、事業構成等について今年度のものを所与とせず、次年度に向けて効果的・効率的な実施方法（人員配置、事業内外の役割分担等）を積極的にご検討されたい。

3. 都道府県の役割

- 都道府県においては広域自治体の役割として、特に以下6点について、積極的な取組をお願いしたい。
 - ① 基礎自治体における任意事業の実施に向けた働きかけや、広域での共同実施に向けた調整
 - ② 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等を通じ、特に基礎自治体の支援技術の向上を図る
 - ③ 産業雇用部門のノウハウを生かし、基礎自治体の就労支援をバックアップする
 - ④ 都道府県に設置されている居住支援協議会と基礎自治体の関係づくりを支援する
 - ⑤ 都道府県が実施主体となる圏域において、支援を必要な方々に対して町村と連携し、効果的・効率的に支援を提供する
 - ⑥ 基礎自治体の行政担当職員等が情報共有等を図る場の設定

4. KPIの見直し

- 制度の施行状況や新たな評価指標の運用を踏まえ、①就労・増収率の引き上げ、②「ステップアップ率」の追加、③つなぎ先の見える化、について見直した。
 - ①就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
 - ②継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率【2018年度までに90%】
 - ③自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ件数【見える化】
- 29年度の見安値は、これらのKPIを踏まえ設定する。

平成29年度 生活困窮者自立支援法等関係予算（案）

○必須事業（負担金） 平成28年度 218億円 → 平成29年度 218億円

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業



○任意事業（補助金） 平成28年度 183億円 → 平成29年度 183億円

- ・就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・被保護者就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・一時生活支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・子どもの学習支援事業（【新規】②教育機関との連携強化）
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業（【新規】③居住支援の強化）



○合計 平成28年度 400億円 → 平成29年度 400億円

※ 計数は四捨五入による。

① 生活困窮者等の就労準備支援の充実について

平成29年度予算(案):5.1億円(うち困窮者分1.2億円)

- 被保護者等(生活困窮者を含む)の中には就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な者もある。
- こうした状況の者については、これまでも被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施してきているところ。
- その上で、さらに従来の支援では一般就労につなげることが困難であるが、**障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、一般就労に挑戦できる状況になると見込まれる者に対しては、その特性に応じた支援を行うことを推進する。**

事業概要

- 障害者等への就労支援のノウハウを活用するため、専門知識や技術を持つ担当者を含めたチーム支援を実施及び連携体制を構築する。
- これまでの就労支援(準備含む)では効果が出なかった被保護者等に対して適切なアセスメントに基づく支援を実施し、早期に一般就労及び次のステージ(就労支援事業等)へ移行させることを目的とする。

【実施のイメージ】

自治体直営で実施

委託による実施(※)

【委託先の要件(案)】

- 障害者に対する就労支援ノウハウがある。
- 短期間でメリハリのある支援を実施している。
- 一般就労に結びつけることを目指し、移行率も高い。
- 生産活動や職場体験の機会の確保ができる。

【委託先の例】

障害者の一般就労への移行支援のノウハウを有する社会福祉法人等

一般就労につなげることが困難な者

【従来の支援】

新【特性に応じた支援の実施】

障害者等への就労支援により蓄積されたノウハウを活用

- 専門職による適切なアセスメントや支援の実施・フォローアップにより、利用者の状態像に応じた適切な支援を実施

職業訓練等の支援
(就労準備支援担当)



福祉専門職による支援
(就労支援のノウハウ)



チーム支援
(連携体制の構築)

【福祉専門職の例】

- 社会福祉士 ○ 精神保健福祉士
- 介護福祉士 ○ 臨床心理士 等

【主な業務の例】

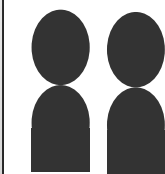
- 対象者に対するアセスメント(就労阻害要因の把握等)
- 支援計画の作成(適職の選定、適切な支援手法の検討)
- 支援におけるフォローアップ(信頼関係の構築、心身の健康状態の把握等)

就労準備支援

特別の支援を必要とする者

長期間求職活動の成果が出ない者等の中には、外見的には認識しづらい何らかのハンディキャップを持つ者があり、障害者等への就労支援ニーズと類似する。

対象者



被保護者等

対象者層

傷病・高齢等により就労が困難な者

一般就労

※本事業の詳細については別途通知するが、委託により実施する場合には、「被保護者就労準備支援事業の実施について(保護課長通知)」の規定を適用し、原則1年間を超えない期間で行うものとするため、委託先の選定に当たってはご留意いただきたい。

② 子どもの学習支援の推進について

平成29年度予算案：35億円

- 平成26年度に「子どもの貧困対策大綱」が策定、27年度には「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が策定されるとともに、28年度には「ニッポン一億総活躍プラン」に子ども関連の施策が盛り込まれるなど、昨今、子どもの貧困対策関係ではたびたび施策の充実が求められている。
- そうした動きを踏まえ、以下の点について強化を図るなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。

課題と必要な対応

【課題】 事業の実施や充実を図るためには、子どもの状況を把握している学校や教育委員会との連携に必要性を感じているものの、十分に連携が取れていない状況。

※約40%が「小中学校との連携」、約65%が「教育委員会との連携に必要性を感じている」と回答（学習支援事業の運営実践事例集報告書より）

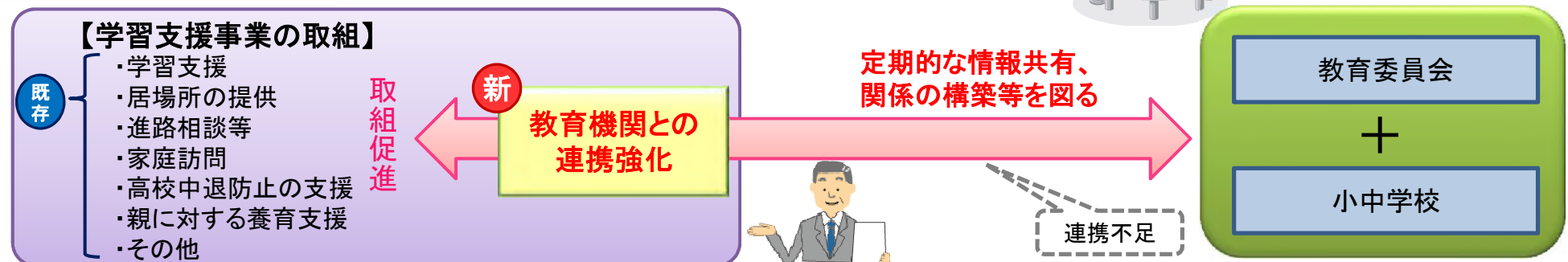
【対応】 学校や教育委員会との定期的な情報共有、関係の構築等を図るため、教育機関との連携を強化。

期待される効果、実施方法

期待される効果 ⇒ 教育機関と定期的な情報共有の場を設け、事業趣旨の共有を始めとした関係を構築することで、学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい環境をつくる。これにより、子どもの課題や状況に応じた支援が更に充実するとともに、事業の対象となる子どもの掘り起こしや、子どもだけでなく親も含めた世帯支援につなげるきっかけとなることが期待できる。また、教育機関との良好な関係を構築することで、事業の受託先となり得る地域の教員OB等の教育経験者や団体の紹介も期待される。

実施方法 ⇒ 福祉事務所設置自治体にて実施。

イメージ図



③ 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない）を踏まえた個別支援を充実する。

→ こうした困難を抱える者は、身寄りがない、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

2. 支援内容

【1. 個別支援】

○相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

○不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

【3. 潜在ニーズへの対応】

○病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

3. 平成29年度予算案

【予算額】2.5億円（100箇所程度を想定）

【補助率】1／2

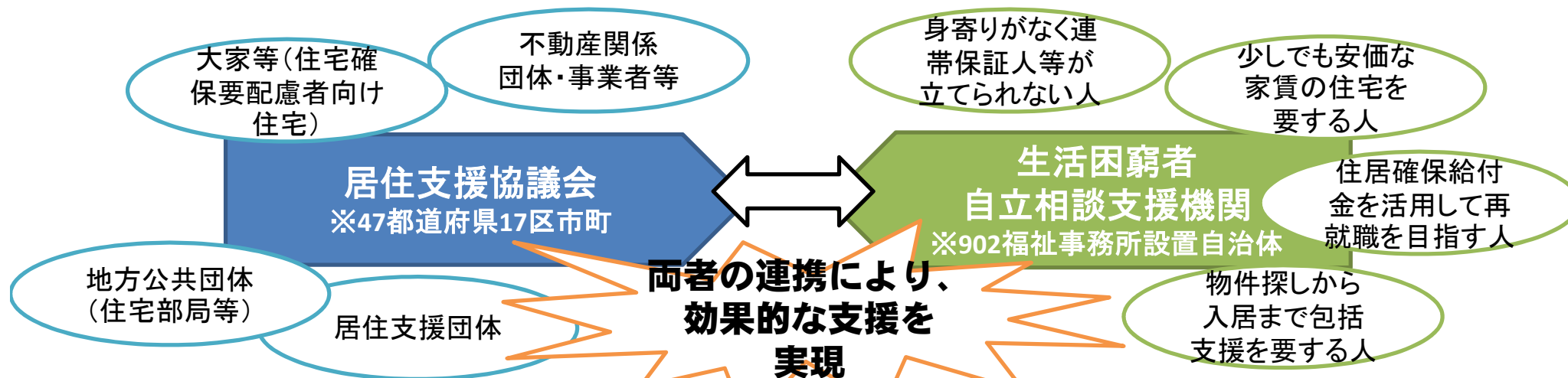
住宅確保要配慮者に対する住宅・福祉行政の連携の推進

- 生活困窮者を含む住宅確保要配慮者に対しては、従来より国土交通省において住宅セーフティネット機能の強化に取り組み、支援を充実させてきている。厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援と連携を深めることにより、支援を要する者を的確に把握し、効果的な支援を実現。
- また、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を平成28年12月に設置。

各地でネットワーク化が進んでいる居住支援協議会において、住宅セーフティネット関連の支援情報（※）が集約されている。

※住宅確保要配慮者でも入居しやすい住宅の情報や家賃債務保証等のサービス等

全国に設置されている生活困窮者自立相談支援機関において、様々な居住支援のニーズが顕在化。生活困窮者自立支援は、ニーズに合わせたオーダーメイドの包括支援が特徴。



【平成29年度予算(案)における対応】

民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を構築し、居住支援協議会の取組や、空き家等を活用した子育て世帯等向けの住宅整備等に対して支援

【平成29年度予算(案)における対応】

相談者個別支援や物件・サービスの情報収集・担い手開拓を実施